

受験資格などについては、採用時に本市に居住できる者で、職種ごとに下表に定めているとおりです。

【応募先】 ①一般事務、建築技師、土木技師、電気技師、林業技師 ②本庁総務課人事グループ 〒895-1865 0 神田町3番22号

【試験日時】 9月16日(日) 8時20分集合

【試験内容】 ①教養試験、適性検査、作文試験(全職種)

【応募方法】 ①インターネット申込(電子申請)の場合

【提出書類】 ①職員採用試験受験申込書 *受験費用写真2枚(無帽・上半身・正面向、縦4cm×横3cm)

市民活動の立ち上げを応援します!

平成30年度 薩摩川内市市民活動支援補助金(スタートアップコース)募集

【応募・問合せ】=本庁地域政策課 コミュニティ・生涯学習グループ ☎(23)5111 (内線 4613)

【応募期間】 7月18日(水)～8月16日(木) 当日消印有効

【応募先】

①一般事務、建築技師、土木技師、電気技師、林業技師 ②本庁総務課人事グループ 〒895-1865 0 神田町3番22号

【試験日時】 9月16日(日) 8時20分集合

【試験内容】 ①教養試験、適性検査、作文試験(全職種)

【応募方法】 ①インターネット申込(電子申請)の場合

【提出書類】 ①職員採用試験受験申込書 *受験費用写真2枚(無帽・上半身・正面向、縦4cm×横3cm)



市民活動支援補助金(スタートアップコース)とは

これから活動を開始する、または活動期間がおおむね3年未満の団体などが、地域活性化のために自ら企画・立案・実施し、市民活動に該当する事業で、その内容、時期、経費などが当該団体などの目的を達成するために適当であると市長が認めた公益的な事業に対して、事業の初期段階の活動経費の一部を補助するものです。

応募できる団体

- 次の全ての条件を満たす団体
構成員が5人以上で、その過半数が本市に住所を有していること
公益の増進に寄与する活動を行う任意団体または特定非営利活動法人など
活動拠点が市内で、かつ市内において活動を行っている団体
* 次のいずれかに該当する団体は対象となりません。
地区コミュニティ協議会、自治会その他これらに類する団体
宗教活動などを目的とする団体
政治活動などを目的とする団体
暴力団員が構成員に含まれる団体またはその暴力団員の統制下にある団体
性風俗関連特殊営業を営む者が構成員に含まれる団体

対象となる経費

対象となる事業の実施に直接必要となる経費が補助対象となります。ただし、団体の経常的な管理運営経費は除きます。

補助金の額

対象となる経費に、補助回数に応じた補助率(下表)を乗じて得た額とします。

補助回数	補助率	補助上限
1回目	80%	いずれも20万円(千円未満切り捨て)
2回目	70%	
3回目	50%	

応募方法など

- 次の関係書類に必要事項を明記の上、送付または直接持参ください。
* ファクスまたは電子メールによる提出は受け付けていません。
【関係書類】
市民活動支援補助金申込書
事業計画書・事業収支計画書

審査スケジュール(予定)

- 9月中旬 一次審査(書類審査)
9月下旬 二次審査(公開ヒアリング)
10月上旬 補助事業決定

* 市民活動団体が、これまでの活動を発展させるために、新たに実施または拡大する事業に対して補助を行う「スタートアップコース」もあります。本年12月に募集する予定です。



* いずれの職種も、日本国籍を有し、採用時に本市に居住できる者で、受験資格の欄に定めてある全ての要件を満たすことが条件です。

職種	採用予定人員	主な受験資格
一般事務	上級職 若干名	①平成3年4月2日以降に生まれた者 ②大学卒業者または卒業見込みの者
	初級職 若干名	①平成9年4月2日以降に生まれた者 ②高校卒業程度の学力を有する者または卒業見込みの者
建築技師	上級職 スポーツ枠 若干名	①平成元年4月2日以降に生まれた者 ②大学卒業者または卒業見込みの者 ③中学校卒業以降、スポーツ競技において次のいずれかの条件を満たす者で、現在も同競技を継続している者 ・地域予選会を経て県レベルまたは同等以上の大会に参加 ・地域予選会を経てないが、県レベルまたは同等以上の大会において顕著な成績を収めた者
	上級職 若干名	①昭和58年4月2日以降に生まれた者 ②大学卒業者で一級建築士の資格を有する者または卒業見込みの者で試験職種に必要な学科を専攻し、採用後一級建築士の受験資格取得後3年以内に同資格を取得できる者
土木技師	初級職 若干名	①昭和58年4月2日以降に生まれた者 ②高校卒業程度の学力を有する者で一級建築士の資格を有する者または卒業見込みの者で試験職種に必要な学科を専攻し、採用後一級建築士の受験資格取得後3年以内に同資格を取得できる者
	上級職 若干名	①昭和58年4月2日以降に生まれた者 ②大学卒業者または卒業見込みの者で、試験職種に必要な学科を専攻した者
電気技師	初級職 若干名	①平成9年4月2日以降に生まれた者 ②高校卒業程度の学力を有する者または卒業見込みの者で、試験職種に必要な学科を専攻した者
林業技師	初級職 若干名	①昭和63年4月2日以降に生まれた者 ②高校卒業程度の学力を有する者または卒業見込みの者 ③採用時において、第一種または第二種電気工事士の資格を有する者
消防職	初級職 若干名	①昭和63年4月2日以降に生まれた者 ②高校卒業程度の学力を有する者または卒業見込みの者 ③視力が左右とも裸眼で0.3以上かつ矯正0.7以上で、色覚は自動車運転免許が取得できること(赤色、青色および黄色の色彩が識別できること) ④聴力が正常であること ⑤心身共に健康で四肢完全であること

* 「卒業見込みの者」とは、平成31年3月までに卒業する見込みの者
* 各初級職は、各上級職の受験資格を有する者を除く